

京都市上下水道局職員の給料の額の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局職員の給料の額の特例に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の給料の額の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日（第2号及び第3号に掲げる職員にあつては、平成23年12月31日）」に改める。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)